

林俊夫・弁護士著　くらしの交差点「法学入門」全国信用金庫協会広報誌「楽しいわが家」1989 年 1 月号を読む

幸福追求権、新しい人権の基礎

1. (1)現代は、人権のインフレ時代といわれている。
(2)毎年、各種の新しい人権が主張され、新聞紙上等を賑わし、世間の注目を集めている。
(3)例えば、環境権・アクセス権・名誉権・嫌煙権等の主張がそれである。
(4)社会経済の発展に伴い、これらの新しい人権が主張されるのはそれなりの理由があることは言うまでもない。
(5)そして、その根拠とされるのが憲法 13 条の幸福追求権である。
2. (1)幸福追求権は、アメリカの独立宣言にその思想的淵源をもつものだが、現代では新しい人権の基礎となる一般的・包括的権利である。
(2)ただ、この幸福追求権を根拠に主張される各種の権利が、全て裁判上の救済を受けることのできる具体的権利であるということとはできない。
(3)安易にそれを肯定すれば、裁判所が不明確な権利を憲法上の権利として承認する危険も生じるからである。
(4)従って、具体的権利といえるためには、各人が幸福を追求するために必要不可欠の権利であるといえる程度にその内容が特定の個別化している必要がある。
(5)判例・通説によって具体的権利性が認められている例として、プライバシーの権利がある。
3. (1)プライバシーの権利とは、「一人で居させてもらう権利」(right to be let alone)である。
(2)判例としては、
 - ①「宴のあと」事件(元外務大臣で東京都知事選の立候補者とその妻をモデルとした三島由紀夫の小説がプライバシー侵害として争われた事件)において、「私生活をみだりに公開されない権利」は憲法上の権利であることを認めた判決(東京地判昭和 39・9・28)、
 - ②京都府学連事件(デモ行進に際し警察官が行った写真撮影の適法性が争われた事件)において、「何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌を撮影されない自由」は憲法 13 条によって保障されているとし、いわゆる肖像権を認めた判決(最判昭 44・12・24)
 - ③前科照会事件(弁護士法に基づく前科照会の進法性が争われた事件)において、個人の前科・犯罪経歴は、人の名誉・信用に直接かかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されない法律上の保護に値する利益を有するとした判決(最判昭 56・4・14)等がある。
4. (1)しかし、現代の情報化社会では、コンピューターの発達により行政機関が個人情報を中心管理することが可能となり、個人情報に不当に公開される危険も生じている(いわゆる国民総背番号制の問題)。

(2)このような状況下の中では、個人は、自己の情報についてその開示・修正・利用許可等を公権力に対して要求できることが必要となる。

(3)そこで、最近は、プライバシーの権利を「自己の情報をコントロールする権利」として捉える考え方(情報プライバシー権説)が有力に主張されてきている。

5. 新年を迎え、今年はどのような権利が登場するのか。その新しい人権が「人間の尊厳」にとって有益なものとして育っていくことを願いたい。

<コメント>

この文章が書かれてから 35 年が経過。IOT や AI、CHAT GDP など、すさまじいスピードで社会が変化している中、「新しい人権」「幸福追求権」とは何かを考えることも大切かと思う。「人間の尊厳」だけは忘れず考え続けたい。

2024 年 5 月 1 日(水)林明夫